

参考

「食育活動表彰」推薦要件について

消費者行政・食育課

部門	推薦対象		推薦数等	推薦者・記載様式	
ボランティア部門	要領第3(1)①	食生活改善推進員で構成される団体（市町村単位）又は個人	1者（団体）まで	県知事、政令指定都市長 【様式1】	* 複数の者が連携・協働して行う活動の場合は、代表する1者が対象となる部門に応募する。
	要領第3(1)③	第3次食育推進基本計画（平成28年3月食育推進会議決定）第2の2の（10）の食育の推進に関わるボランティアとして活動している個人又は団体 * 食育推進計画等に関する調査「別紙4 食育の推進に関わるボランティア数」年度末調査で追加報告すれば推薦可	制限なし		* 食育及びその関連分野についての活動に対して、既に当該活動に関係する大臣表彰を受けている者であって、当該大臣表彰を受けてから3年を経過していないものは除く。
	要領第3(1)②	要領第3(1)①、③と同等の活動を行う高等専門学校又は専門学校の主体とする団体又は学生	2者（団体）まで		《対象活動》 (1)若い世代を中心とした食育を推進する活動 (2)多様な暮らしに対応した食育を推進する活動 (3)健康寿命の延伸につながる食育を推進する活動 (4)食の循環や環境を意識した食育を推進する活動 (5)食文化の継承に向けた食育を推進する活動 (6)その他食育を推進する活動
	要領第3(1)②	要領第3(1)①、③と同等の活動を行う大学、短期大学の学生を主体とする団体又は学生	1者（団体）まで	大学長 【様式1】 ※推薦調書「成果報告書」欄に、対象者にどのような効果を及ぼしたかについてを必ず記載する	
教育関係者・事業者部門	要領第3(2)①	教育、保育、介護その他社会福祉、医療、保健に関する職務に従事する者、関係団体	制限なし	自薦・他薦問わず 【様式2】 ※2 同年度中にボランティア部門の表彰を受けるべき者として推薦されているものを除く	《例》 ・近隣の小・中学校や保育所等における子供の健全な食生活の支援 ・一人暮らしを始める学生などを対象とした若い世代における食生活改善の呼びかけ ・一人親や単身世帯、共働き世帯などを対象とした食生活の支援 ・子供食堂における地域と連携した食育活動 ・生活習慣病の予防などのための活動 ・環境と調和のとれた農林漁業の活性化の支援 ・地域の特色ある食文化の継承のための活動 ・食を契機としたまちづくり、まちおこしのための活動
	要領第3(2)②	農林漁業者、それらの協同組合又はグループ	制限なし		
	要領第3(2)③	食品製造・販売その他事業活動に従事するもの	制限なし		
	要領第3(2)④	地方公共団体（設置されている場合は食育推進会議）	制限なし		

【食育活動表彰実施要領の抜粋】

第3 表彰の部門及び対象者

表彰は、次に掲げる部門ごとに、当該各号に掲げる者を対象として行う。

- (1) ボランティア部門 次のいずれかに該当する者
- ① 食生活改善推進員の活動について（平成7年6月19日付け健医健発第51号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知）の食生活改善推進員（以下単に「食生活改善推進員」という。）及び食生活改善推進員で構成される団体（市区町村を単位とするものを含む。）
 - ② 大学（短期大学を含む。）、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）の学生並びに大学等の学生を主体とする団体
 - ③ 第3次食育推進基本計画（平成28年3月食育推進会議決定）第2の2の（10）の食育の推進に関わるボランティアとして活動している個人又は団体（前2号に該当する者を除く。）
- (2) 教育関係者・事業者部門 次のいずれかに該当する者
- ① 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体
 - ② 農林漁業者（法人を含む。）、農林漁業者を組合員とする協同組合及び集落営農等農林漁業者グループ
 - ③ 食品製造・販売その他の事業活動に従事する者（前号に該当する者を除く。）
 - ④ 地方公共団体（食育推進会議が置かれている地方公共団体にあつては、当該食育推進会議）